

令和4年4月1日

施設利用料の減免について

愛知県総合射撃場

当施設では、施設利用料金の減免制度を導入していますので、ご活用ください。

記

○ 対象施設

- ・ 第1～第4射撃場

銃砲刀剣類所持取締法に基づく銃砲所持許可を受けた方が利用可能です。

ただし、第2射撃場のうち、ビームライフル、ビームピストルについては、銃砲所持許可の必要はありません。

○ 対象となる方

- (1) 身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者の手帳の交付を受けている方（身体障害者）
- (2) 都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の市長が発行している療育手帳の交付を受けている方（知的障害者）
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（精神障害者）
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けている方（特定医療費受給者）
- (5) 対象施設を専用利用する場合で、その構成員の半数以上が上記（1）～（3）に該当する方である団体

※付添者は障害のある方1名につき1名まで免除の対象となります。

○ 手続き

減免申請をされる個人および団体は、交付を受けている手帳を受付窓口で提示してください。

○ 減免等の割合

利用料金の全額減免（ただし、第4射撃場は射場使用料および専用利用料のみ）